

平成30年度事業計画

I 平成30年度事業目標

昨年度は、市民の暮らしのなかに存在する気軽に相談できる法律家としての司法書士像を確立すべく、4つの重点事業を掲げて事業を推進したところである。

新年度は、昨年度の重点事業を継続するなかで、昨今、大きく取り上げられている所有者不明土地への対策が具体化される一年となることが予想される。

第196回通常国会には、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」案が提出され、同法案のなかには、司法書士業務に密接に関係する「長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例」が示された。

この特例は、長期間相続登記が未了となっている土地について、調査対象土地の登記情報と戸除籍を突合し、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、法定相続人を一覧にした図を作成し、調査結果を踏まえて、法定相続人に対して通知を発出して相続登記を促すとともに、調査したことを示す情報を登記事項として記録した上で、調査結果である法定相続人を一覧にした調査図を登記関係書類として保有し、相続登記の促進につながる仕組みを創設するものである。

本会では、空き家問題はもとより、所有者不明土地問題の解決に向けて、組織をより充実させて取り組むことで、「身近な暮らしの法律家」としての社会的要請に応えていく所存である。

一方で、会員の執務・品位保持の徹底も重要な課題として挙げられる。近時発覚した元会員の不祥事は、市民に対して弁解の余地もなく断じて許されるものではない。

会員個々の真摯な執務姿勢の徹底はもとより、本会としても倫理の徹底を図っていききたい。

また、オンライン資格者代理人方式の円滑な導入に努めるとともに、国家が推進しているIT戦略に会員個々が乗り遅れることのないよう情報の提供に努めていきたい。これらの課題を中心として、次の4つの重点項目を掲げ、法改正及び制度改正にしっかりと対応していきたい。

II 事業目標達成するための重点項目

- 1 民法等法改正に対応する事業
- 2 制度改正及び司法書士業務を充実する事業
- 3 市民に提供する法的サービスの拡充事業
- 4 組織基盤を強化する事業

Ⅲ 重点事業

1 民法等法改正に対応する事業

- (1) 司法書士法改正への対応
 - ・ 今年度には改正が実施される予定であり、その情報提供に務める。
- (2) 民法、民事執行法改正への対応
 - ・ 改正にあわせた情報の提供と法改正研修会の案内をする。
- (3) 不動産登記関連法令改正への対応
 - ・ オンライン資格者代理人方式の導入に対応するとともに、オンライン申請利用率の向上を目指す。

2 制度改正及び司法書士業務を充実する事業

- (1) 登記業務における専門性の確立
 - ・ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」案における「長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例」に対応するための受託団創設と運営を行う。
 - ・ 相続登記推進を広く市民に知らせるための広報と相続登記相談会開催案内の広報活動を行う。
- (2) 財産管理業務等への取組みの強化
 - ・ 財産管理人名簿管理委員会を立上げ、名簿の管理活用と指定研修を開催する。
- (3) 成年後見制度利用促進計画への対応
 - ・ リーガルサポート岐阜県支部と協調・連携して成年後見制度利用促進計画に対応し、設置される又は設置されている協議会へ会員を推薦する。
 - ・ 協議会の委員となった会員から情報収集をし、その情報を会員へ提供する。
- (4) 空き家問題への対応
 - ・ 市町において設置される協議会へ会員を推薦する。
 - ・ 市町の空家等対策委員会に新たに就任した当会会員から情報収集を図る。

3 市民に提供する法的サービスの拡充事業

- (1) 司法書士調停センターの運営
 - ・ 司法書士調停センターのパンフレットを作成配布し、調停センターの広報活動をする。
- (2) 相談活動の充実
 - ・ 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例措置に対応するため、相続登記相談会を定期開催する。
 - ・ 総合相談センターの相談会開催を充実して継続する。

(3) 法教育活動の充実

- ・ 「学校へ行こう」事業を継続して開催する。
- ・ 他県会から法教育活動の情報を収集し、シナリオの改訂を検討する。

4 組織基盤を強化する事業

(1) 組織体制改善に関する基盤整備

- ・ 組織体制・財政基盤PTにおいて継続して検討する。

(2) 会員の執務・品位保持の徹底

- ・ 研修義務の明確化へ対応する。
- ・ 倫理研修について日司連研修ライブラリー等の情報提供をする。
- ・ 年次制研修の案内と受講管理をする。

(3) 財政健全化に関する基盤整備

- ・ 組織体制・財政基盤PTの経過に合わせる形で検討をする。